東京都子供・子育て支援総合計画 理念・目標・視点(案) 新旧対照表

■3つの理念<基本理念>

理念

| 現行計画 第二期計画(改定計画)案 | | 関連資料等 |
|-------------------------------------|--------------------------------------|-----------------|
| 理念① 全ての子供たちが個性や創造力を伸ばし、社会の一 | 理念① 全ての子供たちが個性や創造力を伸ばし、社会の一員 | 内廷與付付 |
| | | |
| 員として自立する環境を整備・充実する。 | として自立する環境を整備・充実する。 | |
| 子供は皆、それぞれ異なる個性や能力を持ち、将来への | <u>子供は、大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在で、</u> | 子供への虐待防止条例 |
| <u>様々な可能性を秘めています。</u> そして、成長段階に応じた教 | <u>あらゆる場面において権利の主体として尊重される必要が</u> | 前文 |
| 育・保育、豊かな遊びや自然体験、多種多様な経験や人との | <u>あります。</u> | |
| 関わりを積み重ねることを通じ、多くの知識や技能を身に付 | そして、成長段階に応じた教育・保育、豊かな遊びや自然 | |
| けるとともに、人間性や社会性を育み、自立した大人へと成 | 体験、多種多様な経験や人との関わりを積み重ねることを通 | |
| 長していきます。 | じ、多くの知識や技能を身に付けるとともに、人間性や社会 | |
| | 性を育み、自立した大人へと成長していきます。 | |
| 子供の最善の利益が実現される社会を目指し、全ての子供 | 子供の意見を尊重し、子供の最善の利益が実現される社会 | |
| たちが、生まれ育った環境に左右されず、個性や創造力を | を目指し、全ての子供たちが、生まれ育った環境に左右され | |
| 十分に伸ばすとともに、社会の一員として自立できるよう、 | ず、個性や創造力を十分に伸ばし、夢や希望を持つことがで | 貧困対策法§1改正 |
| 家庭・学校・地域で必要な環境を整備していくことが必要で | きるとともに、社会の一員として自立できるよう、家庭・学 | A DIVINI O LAND |
| す。 | <u>で</u> していている。 | / 行動計画策定指針 |
| 9 0 | です。 | |
| | | |
| 理念② 安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる | │ │理念② 安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる | |
| | | |
| 社会を実現する。 | 社会を実現する。 | |
| 子供にとって家庭は、安らぎの場であり、人間形成の行わ | 子供にとって家庭は、安らぎの場であり、人間形成の行わ | |
| れる最初の場でもあります。かけがえのない家庭の役割が十 | れる最初の場でもあります。かけがえのない家庭の役割が十 | |
| 分に果たされるよう、環境を整備していくことは、社会とし | 分に果たされるよう、環境を整備していくことは、社会とし | |
| て取り組むべき課題です。 | て取り組むべき課題です。 | |
| 子供・子育て支援施策の充実 <u>や</u> ライフ・ワーク・バランス | 子供・子育て支援施策の充実、ライフ・ワーク・バランス | 働き方改革パンフレッ |
| の推進などにより、出産・子育てを希望する全ての人たちが、 | の推進 <u>や多様で柔軟な働き方の実現</u> などにより、出産・子育 | ト(厚生労働省) |

安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会の 実現に向けて取り組んでいく必要があります。

理 念 ③ 社会全体で子供と子育て家庭を支援する。

子ども・子育て支援法や次世代法の基本理念にも規定され ます。同時に、次代を担う人材の育成は、社会全体の責務で あり、様々な環境の下で育つ子供たちが等しく育まれるよう にしていかなければなりません。

次代を担う子供を育成することの意義を社会全体で共有 踏まえて、子供の育ちと父母等の保護者自身の成長を支援し ていくことが必要です。

てを希望する全ての人たちが、安心して子供を産み育て、子 育ての喜びを実感できる社会の実現に向けて取り組んでい く必要があります。

理 念 ③ 社会全体で子供と子育て家庭を支援する。

子ども・子育て支援法や次世代法の基本理念にも規定され るように、子育ての第一義的な責任は父母等の保護者にあり一るように、子育ての第一義的な責任は父母等の保護者にあり ます。同時に、次代を担う人材の育成は、社会全体の責務で あり、様々な環境の下で育つ子供たちが等しく育まれるよう にしていかなければなりません。

次代を担う子供を育成することの意義を社会全体で共有 するとともに、都民、企業、NPO団体など様々な地域の団 ↓ し、子供と子育てを応援する機運を醸成するとともに都民・ 体や行政(国・都・区市町村)が、それぞれの責任と役割を一企業、NPO団など様々な地域の団体や行政(国・都・区市 町村)が、それぞれの役割を踏まえて、子供の育ちと子育て 家庭を支援していくことが必要です。

会議意見より

文言整理

| 現行計画 | 第二期計画(改定計画)案 | 関連資料等 |
|--|---|----------|
| 目標① 地域における妊娠・出産・子育での切れ目ない支援の仕組みづくり ○ 安心して子供を産み育てるためには、妊娠期間中や出産後に、必要な医療や子供・子育て支援サービスを適切に利用できる体制を整備することが必要です。 ○ また、子育で家庭の孤立化を防ぐためには、継続的な状況把握や支援を行うとともに、支援に関する情報を十分に提供し、活用や参加を呼びかけることも重要です。 ○ 子供や家庭がニーズに合ったサービスを利用できるよう、地域における子供・子育で支援の実施主体である区市町村を支援し、妊娠・出産・子育でを切れ目なく支援する体制を整備していきます。 | 目標① 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり ○ 安心して子供を産み育てるためには、妊娠期間中や出産後に、必要な医療や子供・子育て支援サービスを適切に利用できる体制を整備することが必要です。 ○ また、子育て家庭の孤立化を防ぐとともに子育て家庭が抱える課題を早期に把握するためには、継続的な状況把握や支援を行うとともに、支援に関する情報を十分に提供し、活用や参加を呼びかけることも重要です。 ○ 子供や家庭がニーズに合ったサービスを利用できるよう、地域における子供・子育て支援の実施主体である区市町村を支援し、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援する体制を整備していきます。 | 虐待防止条例趣旨 |
| 目標② 乳幼児期における教育・保育の充実 ○ 乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。子供が自己を十分に発揮し、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられるよう、発達過程に応じた教育・保育が必要です。 ○ 認定こども園、幼稚園や保育所等は、少子化や核家族化などを背景に、子供同士が集団の中で育ち合う場として重要性が増すと同時に、地域の子供・子育て支援の中核的な役割を担うことも期待されています。 | 目標② 乳幼児期における教育・保育の充実 ○ 乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。子供が自己を十分に発揮し、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられるよう、発達過程に応じた教育・保育が必要です。 ○ 認定こども園、幼稚園や保育所等は、少子化などを背景に、子供同士が集団の中で育ち合う場として重要性が増すと同時に、地域の子供・子育て支援の中核的な役割を担うことも期待されています。 | 委員意見 |

| 0 | 乳幼児期の | 重要性や特性を踏まえた質の高い教育・保育 |
|---|--------|----------------------|
| | が確保され、 | 地域の子育て家庭の期待に応えられるよう |
| | 必要な支援を | 行います。 |

○ 乳幼児期の重要性や特性を踏まえた質の高い教育・保 育が確保され、地域の子育て家庭の期待に応えられるよ う必要な支援を行います。

目標③ 子供の成長段階に応じた支援の充実

- には、自ら学び考え行動する力や、社会の発展に主体的 に貢献する力を身に付けていくことが必要です。
- 社会の一員としての自覚を持ち、自立に向けた準備を整 | 社会の一員としての自覚を持ち、自立に向けた準備を えられるよう、勤労観や職業観の育成等が成長段階に応 じて促される仕組みが必要です。
- また、共働き家庭の増加や、都市化、核家族化によって、 また、共働き家庭の増加や、都市化によって、放課後 | 委員意見 放課後等に地域において子供が安全に過ごすことのでき る場の確保も求められています。
- う、子供を取り巻く問題に家庭・学校・地域が連携して 取り組んでいきます。また、次代を担う若者の就業促進 や自立支援、小学生の放課後等の居場所づくりを進めて いきます。

目標③ 子供の成長段階に応じた支援の充実

- 次代を担う子供たちが、社会の一員として自立するため 次代を担う子供たちが、これからの社会を主体的・創 東京都教育ビジョン(第 造的に生き抜いていくためには、生涯にわたって自ら学 び、自ら考え、主体的に判断・行動するなどの資質や能 力を育んでいかなければなりません。
 - 整えられるよう、勤労観や職業観の育成等が成長段階に 応じて促される仕組みが必要です。
 - 等に地域において子供が安全に過ごすことのできる場 の確保も求められています。
- 子供の成長段階に応じた質の高い教育が提供されるよ | 子供の成長段階に応じた質の高い教育が提供されるよ う、子供を取り巻く問題に家庭・学校・地域が連携して 取り組んでいきます。また、次代を担う若者の就業促進 や自立支援、小学生の放課後等の居場所づくりを進めて いきます。

4次)

目標(4) 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実

- 貧困の状況にある子供が健やかに成長できる環境の整 備が求められています。
- また、虐待など、様々な理由により親と暮らすことので | また、虐待など、様々な理由により親と暮らすことの | 指針 きない子供が増えており、地域社会が一体となって、虐 待の未然防止・早期発見や自立支援などの取組を進める 必要があります。
- さらに、発達障害を含む障害のある子供のニーズに応じ | た適切な支援が求められています。
- 様々な環境の下で育つ子供が、地域社会の中で育まれ、 必要な支援を受けられるよう、子供や保護者の置かれた 状況や心身の状態を的確に把握した上で、特に支援を要し する子供や家庭に対する支援を総合的に進めていきま す。

目標⑤ 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備

<家庭生活と仕事との両立の実現>

- ライフスタイルに応じた多様な働き方を支援し、男女共 | に子育て等の家庭生活に十分なゆとりを持てる社会の実 現が求められています。
- 支援を進めるとともに、男女を問わず、育児休業や看護 休暇などを取得しやすい職場環境づくりや、働き方の見 直しに向けた普及啓発及び気運醸成を、事業者団体、N PO団体、企業等と共に進めていきます。

目標4) 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実

- 子供の権利擁護の観点から、体罰等によらない子育で の推進や子供の意見表明権を保障する取組が必要です。
- 貧困の状況にある子供に対し、その状況に応じて支援 を包括的かつ早期に講ずることが求められています。
- できない子供が増えており、関係機関が一層の連携強化 を図り、地域社会が一体となって、虐待の未然防止・早 期発見や自立支援などの取組を進める必要があります。
- さらに、発達障害を含む障害のある子供、医療的ケア 児、外国につながる子供のニーズに応じた適切な支援が 求められています。
- 様々な環境の下で育つ子供一人ひとりが夢や希望を 持つことができるよう、子供の最善の利益を念頭に子供や 保護者の置かれた状況や小身の状態を的確に把握した上 で、特に支援を要する子供や家庭に対する支援を総合的に 進めていきます。

目標(5) 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備

<家庭生活と仕事との両立の実現>

- 多様で柔軟な働き方を支援し、男女共に子育て等の家 | 働き方改革パンフレット 庭生活に十分なゆとりを持てる社会の実現が求められ ています。
- ライフ・ワーク・バランスの推進に取り組む企業等への ライフ・ワーク・バランスの推進に取り組む企業等へ の支援を進めるとともに、男女を問わず、育児休業や看 護休暇などを取得しやすい職場環境づくりや、働き方の 見直しに向けた普及啓発及び気運醸成を、事業者団体、 NPO団体、企業等と共に進めていきます。

子供への虐待防止条例 **社会的養育推進計画検**

基本指針、行動計画策定

貧困対策法 § 2 Ⅱ 改正

基本指針、行動計画策定

貧困対策法 § 1 改正

(厚牛労働省)

○ また、家庭と両立しながら再び仕事に就きたいと考えて いる方を主な対象に、きめ細かい就職支援や職業訓練に よる能力開発を行い、再就職を支援していきます。

〈安心・安全を確保しながら、子育てしやすい環境を整備〉

- 子育て家庭が安心して暮らせる住環境の確保や、交通事 | 環境を整備> 故や不慮の事故から子供を守るための情報提供や普及啓し 発が求められています。
- また、子供が犯罪の被害者になる事件が後を絶たないー 方、子供や若者による犯罪も発生しており、これらを防 | O また、子供が犯罪の被害者になる事件が後を絶たない ぐための取組も重要となっています。
- 親子が一緒に安心して外出できる環境の整備や、安心し「○ 親子が一緒に安心して外出できる環境の整備や、安心 て生活できる良質な居住環境の整備を進めていきます。 また、交通事故や、家庭内での不慮の事故を防ぐため、 子供の事故予防に必要な情報の提供等を行っていきま す。
- 係諸機関との連携を強化し、子供を犯罪や有害な環境か ら守る仕組みづくりに取り組んでいきます。

○ また、家庭と両立しながら再び仕事に就きたいと考え ている方を主な対象に、きめ細かい就職支援や職業訓練 による能力開発を行い、再就職を支援していきます。

<安心・安全を確保しながら、社会全体で子育てしやすい│子育て応援とうきょう

- 子育て家庭が安心して暮らせる住環境の確保や、交通 事故や不慮の事故から子供を守るための情報提供や普 及啓発が求められています。
- 一方、子供や若者による犯罪も発生しており、これらを 防ぐための取組も重要となっています。
- して生活できる良質な居住環境の整備を進めていきま す。また、交通事故や、家庭内での不慮の事故を防ぐた め、子供の事故予防に必要な情報の提供等を行っていき ます。
- さらに、子供の健やかな育ちのために、学校や地域の関 子供の健やかな育ちのために、学校や地域の関係機関 文言整理 との連携を強化し、子供を犯罪や有害な環境から守る仕 組みづくりに取り組んでいきます。
 - 様々な分野の関係機関・団体の連携を通じて、社会全 | 子育て応援とうきょう 体で子育てを応援する機運を醸成します。

会議設置目的

会議設置目的等

| 現行計画 | 第二期計画(改定計画)案 | 関連資料等 |
|--|---|-------|
| 視点① 「全ての子育て家庭」への支援の視点 | 視点①「全ての子育て家庭」への支援の視点 | |
| 〇 家庭の状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立 | 〇 家庭の状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立 | |
| 感 <u>が高まっています</u> 。幼稚園や保育所等を利用する子供 | 感 <u>を抱える状況があります</u> 。幼稚園や保育所等を利用す | 時点修正 |
| の家庭等だけでなく、「全ての子育て家庭」を対象とした | る子供の家庭等だけでなく、「全ての子育て家庭」を対 | |
| 支援の重要性が増しています。 | 象とした支援の重要性が増しています。 | |
| ○ 全ての子供の健やかな育ちを担保するため、現行の制 | ○ 全ての子供の健やかな育ちを担保するため、現行の制 | |
| 度や事業内容にとらわれず、柔軟な発想で多様な子供・ | 度や事業内容にとらわれず、柔軟な発想で多様な子供・ | |
| 子育て支援のニーズに対応していく必要があります。 | 子育て支援のニーズに対応していく必要があります。 | |
| | | |
| 〇 全ての子育て家庭が地域において安心して子育てがで | | |
| きるよう、子供・子育て支援を一層充実させるとともに、 | きるよう、子供・子育て支援を一層充実させるとともに、 | |
| 必要な家庭がサービスを適切に利用できるように積極的 | 必要な家庭がサービスを適切に利用できるように積極 | |
| に情報提供していきます。 | 的に情報提供していきます。 | |
| | | |
| 視点② 家庭を「一体的」に捉える視点 | 視点② 家庭を「一体的」に捉える視点 | |
| 〇 児童虐待や非行など、子供をめぐる問題の背景には、子 | | |
| 供の育った家庭が様々な問題を抱えている場合も多く、 | | |
| 子供だけでなく家庭に対する支援も必要です。 | く、子供だけでなく家庭に対する支援も必要です。 | |
| | | |
| ○ 子供や親への個別の対応だけではなく、家庭が抱えてい ス関題を 気持め、 体的に担う 短地・保健・医療・ | | |
| る問題を、包括的・一体的に捉え、福祉・保健・医療・ | いる問題を、包括的・一体的に捉え、福祉・保健・医療・教育・教育・教育・教育・教育・教育・教育・教育・教育・教育・教育・教育・教育・ | |
| 教育・警察等の各機関が協力し、切れ目ない支援を総合 | 教育・警察等の各機関が協力し、切れ目ない支援を総合 | |
| 的に展開していきます。 | 的に展開していきます。 | |
| | | |
| | | |

視点③ 子供と子育て家庭の立場からの視点

- だからこそ、与えられた環境の違いによって、将来が決 定されることなく、全ての子供が希望する進路を選択で きる環境を整えていくことが求められています。
- 親のニーズや働き方も多様化しており、子供と子育て家 | 親のニーズや働き方も多様化しており、子供と子育て 庭が、適切かつ質の高い子供・子育て支援を利用できる 体制を整備することが重要です。
- 行政だけでなく、都民、企業、NPO 団体など様々な地 | 行政だけでなく、都民、企業、NPO 団体など様々な | 文言整理 域の団体や都民が、それぞれの役割の基に、子供と子育 て家庭の立場に立った視点から、子供の育ちと親自身の 成長を積極的に支援していきます。

視点4 大都市東京のニーズと特性を踏まえた視点

- 東京では、核家族化の進展、多様な就業・勤務形態等を | 東京では、多様な就業・勤務形態等を背景に、子供・ 背景に、子供・子育て支援に関する多様なニーズが生じ ています。
- や、特色のある活動を活発に展開している NPO 団体等の 民間団体が集まっていることに加え、情報や人材の集積、 利便性の高さなど、大都市特有の利点があります。
- 子供・子育て支援のニーズを的確に把握するとともに、 子供・子育て支援のニーズを的確に把握するとともに、 多くの民間サービスや、NPO団体をはじめとする東京

視点③ 子供と子育て家庭の立場からの視点

- 子育て支援に当たっては、子供の年齢及び発達の程度 | 子供への虐待防止条例 に応じて、その意見が尊重され、子供の最善の利益が最 優先されなければなりません。
- 子供は、生まれ育つ環境を自ら選ぶことはできません。 子供は、生まれ育つ環境を自ら選ぶことはできません。 だからこそ、与えられた環境の違いによって、将来が決 定されることなく、全ての子供が希望する進路を選択で きる環境を整えていくことが求められています。
 - 家庭が、適切かつ質の高い子供・子育て支援を利用でき る体制を整備することが重要です。
 - 地域の団体や都民が、それぞれの役割の基に、子供と子 育て家庭に寄り添い、様々なニーズに対応していきま す。

視点(4) 大都市東京のニーズと特性を踏まえた視点

- 子育て支援に関するニーズが多様化しています。
- 一方、東京には、サービス産業を中心とする多くの企業 | 一方、東京には、サービス産業を中心とする多くの企 業や、特色のある活動を活発に展開している NPO 団体 等の民間団体が集まっていることに加え、情報や人材の 集積、利便性の高さなど、大都市特有の利点があります。
 - 多くの民間サービスや、NPO団体をはじめとする東京

貧困対策法 § 2 I 改正

会議意見より 文言整理

の豊富な社会資源を組み合わせ、それらを最大限に生か して子供・子育て支援に取り組んでいきます。

視点⑤ 広域的な自治体の役割からの視点

- 子供・子育で支援の実施主体は区市町村ですが、都は広一 域的な自治体として、都内の全ての区市町村において、 地域ニーズに応じた子供・子育て支援が適切に提供され るよう、財政面や技術面からの支援を行う役割を担って いく必要があります。また、区市町村の区域を越える広 域的・専門的な課題にも対応していく必要があります。
- 子供・子育て支援を担う人材の確保と育成は、一義的に は事業者の責任ですが、都として必要な支援の質と量を 確保するため、事業者の取組を支援していきます。
- 施されるよう支援するとともに、特に支援が必要とする 子供や家庭への支援の充実に取り組んでいきます。
- 子供・子育て支援に関する機運の醸成など、広域的な取 組を進めていきます。

の豊富な社会資源を組み合わせ、それらを最大限に生か して子供・子育て支援に取り組んでいきます。

視点⑤ 広域的な自治体の役割からの視点

- 子供・子育で支援の実施主体は区市町村ですが、都は 広域的な自治体として、都内の全ての区市町村におい て、地域ニーズに応じた子供・子育て支援が適切に提供 されるよう、財政面や技術面からの支援を行う役割を担 っていく必要があります。また、区市町村の区域を越え る広域的・専門的な課題にも対応していく必要がありま す。
- 子供・子育て支援を担う人材の確保と育成は、一義的 には事業者の責任ですが、都として必要な支援の質と量 を確保するため、事業者の取組を支援していきます。
- 区市町村による子供・子育て支援が体系的かつ円滑に実 区市町村による子供・子育て支援が体系的かつ円滑に 実施されるよう支援するとともに、特に支援が必要とす る子供や家庭への支援の充実に取り組んでいきます。

日標5に記載